第２章　循環型社会の形成

第２章では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくした社会の構築を目指すため、廃棄物等の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の３Ｒが推進される循環型社会へ転換していくことなどについてまとめています。

現状と課題

産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量は、全国的には、ほぼ横ばいないし、ゆるやかな減少傾向にあり、廃棄物等の排出抑制と循環的利用をさらに促進することが課題となっています。

このため全ての消費者や事業者が、自ら排出量を削減したり、製品をできる限り長く利用したり、廃棄物等を新たな原材料として再生利用したりすることが求められています。

その上で、現状の技術をもってしても循環資源として利用できない性状の物だけを適正に埋立処分し、管理していくことが必要です。また、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理の防止対策の強化や地域の環境を修復するための仕組みづくりが課題となっています。

第１節　廃棄物等の排出抑制

１　廃棄物の現状

＜資源循環推進課＞

(1) 産業廃棄物

全国の産業廃棄物の排出量は、約367百万トンで、近年はほぼ横ばいで推移しています。（図１）

県内の産業廃棄物の排出量は、令和６年度で約297万トンと、全国と同様にほぼ横ばいで推移しています。（図２）

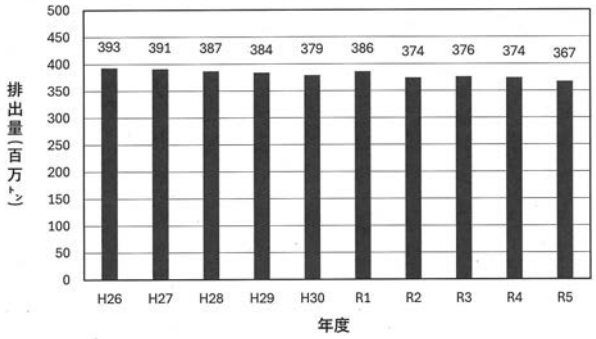


図１　産業廃棄物排出量（全国）の推移

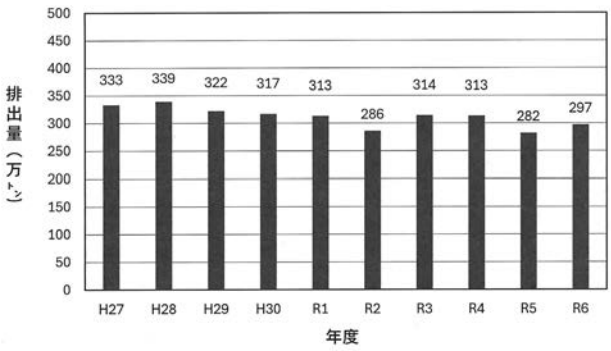


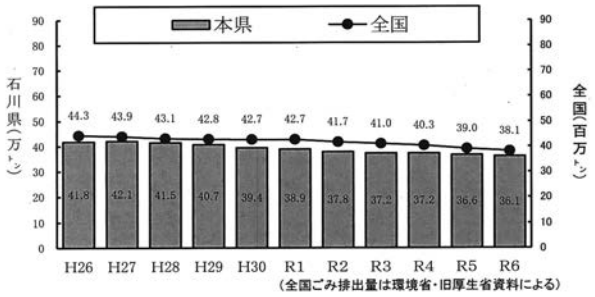
図２　産業廃棄物排出量（石川県）の推移

(2) 一般廃棄物

全国の一般廃棄物の総排出量は、約38百万トンで、近年はゆるやかな減少傾向で推移しています。

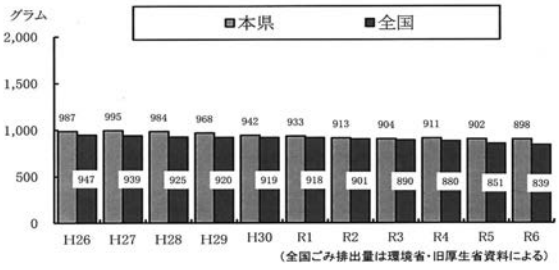
県内の一般廃棄物の総排出量も、減少傾向にあり、令和６年度の総排出量は約36万トンとなっています。（図３）

また、県民１人１日当たりの一般廃棄物の排出量は、約890g になっています。（図４）



ごみの総排出量は、平成17年の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省）」と同様に、「ごみの総排出量」＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「集団回収量」として算出した。

図３　石川県と全国のごみの総排出量



1人1日当たりの排出量は、平成17年の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（環境省）」と同様に算出したごみの総排出量を、総人口及び365日又は366日で除して算出した。

図４　１人１日当たりの排出量（一般廃棄物）

２　廃棄物等の排出抑制の推進

県では、循環型社会の構築のため、３Ｒ活動の実践、環境に配慮した事業活動、分別排出の徹底など廃棄物の適正処理を推進するよう努めています。

(1) 使い捨てプラスチック削減の推進

＜資源循環推進課＞

使い捨てプラスチック削減の取組は、ゴミの排出抑制や資源の節約効果のほか、家庭での省エネ・省資源の行動へとつながり、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るきっかけとなることが期待できます。

県では、平成19年６月に、食品スーパー等の小売事業者（12社108店舗）と公益社団法人いしかわ環境パートナーシップ県民会議の３者でレジ袋削減協定を締結しました。平成20年11月には、県レベルでは初めてコンビニエンスストア（１社76店舗）と、平成21年３月には、ドラッグストア、クリーニング店、書店と協定を締結し、対象となる業種を拡大してきました。レジ袋の有料化などの取組を積極的に進め、近年の協定締結事業者のマイバッグ等持参率は９割前後で推移しており、マイバッグ持参でのお買い物というライフスタイルが定着してきました。県では、令和３年１月にレジ袋以外の使い捨てプラスチックについても削減の対象に追加し、様々な業種の事業者（15業種1,381店舗）と協定を締結しています（Ｒ８．３末）。（表１）

県では、今後も事業者等と連携し、使い捨てプラスチックの削減に向けた取組を行っていくこととしています。なお、レジ袋の販売による収益金については、環境保全活動に活用するため、（公社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議などに寄付されています。



（令和８年２月10日）使い捨てプラスチックの削減に関する協定締結式



登録店証ステッカー

(2) 食品ロス削減の推進

＜資源循環推進課＞

県では、令和元年度から食品ロスの削減に取り組む飲食店等を「美味しいいしかわ食べきり協力店」として登録する制度を創設しています。また、令和４年度からは、家庭で余っている食品の寄附を募り、福祉施設等へ提供するフードドライブを実施する事業者等を支援し、食品ロス削減の推進を図っています。

表1　使い捨てプラスチックの削減に関する協定締結事業者一覧

区分	事業者・団体名
食品スーパー	アルビス(株)
	イオンリテール(株)　北陸・信越カンパニー
	(有)犬丸屋
	(株)いろは　※いろはストアー
	(株)大阪屋ショップ
	(株)角田商店　※かくだストア
	(株)鍛治商店　※カジマート
	生活協同組合コープいしかわ
	(株)サンライフ
	(株)ジャコム石川　　※A-コープ
	(有)スーパーしんや
	(株)大丸　※DAIMARU
	ダイヤモンド商事(株)　※世界の食品ダイヤモンド
	(株)どんたく
	(株)ニュー三久
	(株)はまおかフードセンター
	(株)バローホールディングス
	(株)PLANT
	(株)平和堂
	マックスバリュ北陸(株)
	(株)マルエー
	ユニー(株)　※アピタ・ピアゴ
クリーニング店	(株)黒川クリーニング社
	(株)白整舎
	(株)松本日光舎
	(株)ヤングドライ
ドラッグストア	(株)キリン堂
	(株)クスリのアオキ
	(株)コメヤ薬局
	(株)スギ薬局
	中部薬品(株)　※V-drug
コンビニ	(株)セブン-イレブン・ジャパン
	(株)ファミリーマート　中部・北陸リージョン
	(株)ローソン
菓子・パン	(株)ニューフード産業北陸　※ミスタードーナツ
	(有)ハヤシ　※シャトレーゼ
	(株)ぶどうの森
	ワイエー香林坊(株)　※ミスタードーナツ
飲食店	スターバックス　コーヒー　ジャパン(株)
	ダートコーヒー(株)
家電量販店	(株)Joshin
	(株)北越ケーズ　※ケーズデンキ
百貨店	(株)金沢名鉄丸越百貨店
	(株)大和
酒販	鳳珠小売酒販組合
	金沢小売酒販組合
	白山野々市小売酒販組合
書店・文具	石川県書店商業組合
ホームセンター	(株)ロッキー
花卉	(株)ジャパンフラワーコーポレーション　※花まつ
衣料品	(株)AOKI
	青山商事(株)　※洋服の青山、スーツカンパニー
	(株)ファーストリテイリング　※ユニクロ、GU
靴・履物	(株)チヨダ　※東京靴流通センター、シュープラザ
旅館・ホテル	(株)浅田屋
	(株)エイチビーディコーポレーション山中支店　※吉祥やまなか、かがり吉祥亭
	HYホテルマネジメント(株)　※ハイアットセントリック金沢、ハイアットハウス金沢
	(株)加賀屋
	(株)金沢国際ホテル
	(株)金沢彩の庭ホテル
	(株)金沢スカイホテル　※ANAホリデイ・イン金沢スカイ
	金沢東急ホテル
	(株)金沢ニューグランドホテル
	(有)かよう亭
	倶利伽羅塾
	(株)胡蝶
	珠洲ビーチホテル
	(株)善吾楼　※法師
	辰口観光(株)　※まつさき
	BIプランニング(株)　※お祝いの宿
	(有)美湾荘
	宝生亭
	(株)ホテル海望
	(株)ホテル金沢
	(株)ホテルききょう
	(株)ホテル森本
	(株)ホライズン・ホテルズ金沢ホテル事業所　※ANAクラウンプラザホテル金沢
	ヒューリックホテルマネジメント(株)金沢事業部ホテル日航金沢
	(株)やまや萬松閣
	(株)吉田屋　※山王閣
	よろづや観光(株)　※瑠璃光、葉渡莉
	ランプの宿(株)
	一里野高原ホテルろあん
	(有)岩間山荘　※岩間山荘
	H.I.S.ホテルホールディングス(株)　※変なホテル金沢香林坊、変なホテル小松駅前
	ABアコモ(株)　※ホテルトリフィート金沢、トリフィートホテル&ボッド金沢百万石通
	(株)岡ホテル
	ソラーレ ホテルズ アンドリゾーツ(株)
	(株)中安旅館
	中山旅館
	(株)のと楽
	花くるみ
	山代温泉 加賀百万石
	山里の香りただよう宿 ふらり
	(有)白山牛王丸　※ホテル牛王丸
	(有)ホテルつるのや
	萬寿荘さわだ旅館
	村田屋旅館
	民宿 山びこ荘
	UDS(株)　※SOKI KANAZAWA
	リソル(株)　※ホテルリソルトリニティ金沢
	旅館やまむろ
	(有)和田屋
その他	金沢大学生活協同組合
	富来町商業近代化協同組合
	まっとうまちなか協同組合
	砂山商事(株)

・美味しいいしかわ食べきり協力店登録店舗数：1,547店舗（令和７年度末現在）





(3) 企業における廃棄物減量化の取り組みの指導・支援　＜資源循環推進課＞

産業廃棄物の多量排出事業者は、平成13年度から産業廃棄物の減量などに関する計画を毎年県知事に提出し、また、その実施状況を翌年度に報告することが義務付けられています。県では、報告を受けた処理計画や実施状況をホームページで公表しています。

県では、多量排出事業者等に対し、廃棄物管理・リサイクルに関する取り組み状況を診断するアドバイザーの派遣、リサイクルの取り組み事例の紹介などを行うほか、令和２年度からは、プラスチックリサイクルを中心とした動向や取り組み事例を紹介する「プラスチック資源循環セミナー」も開催するなど、企業における産業廃棄物の減量化、リサイクル活動の支援に取り組んでいます。

※多量排出事業者
前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）である事業場を設置している事業者

(4) 県民が実践する３R 活動への支援　＜資源循環推進課＞

県では、一般廃棄物の３R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を「循環型社会形成推進地域計画」として設定する市町等に対し、技術的な助言を行うことにより、廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進しています。

(5) 情報の提供等　＜資源循環推進課＞

県では、一般廃棄物や産業廃棄物の発生・処理量など種々の調査によって得られた廃棄物に関する情報や法律・制度の改正状況などについて、県民への広報や企業への情報の提供に努めています。

また、ホームページによるごみの減量化の先進的な事例の紹介や３R 推進をテーマとした県政出前講座などに職員を派遣するなど、県民への啓発活動を行っています。

①　産業廃棄物の排出量実態調査の実施と公表

県では、産業廃棄物の発生、処理・処分量や減量化・再生利用等の状況を把握するため、廃棄物排出量実態調査を毎年実施しており、県内の産業廃棄物排出量、再生利用量や最終処分量に加え、業種ごと、種類ごとの排出量などの情報をホームページで公表しています。

②　一般廃棄物の排出、処理状況の把握と公表

県では、市町や一部事務組合のごみ処理の状況を把握するため、毎年、調査を行っており、ごみの排出量、生活系と事業系ごみの内訳、リサイクル率の推移などの情報をホームページで公表しています。

資源循環推進課のホームページアドレス
https : //www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/

第２節　循環資源の再使用、再生利用・熱回収

１　廃棄物等の資源化の現状　＜資源循環推進課＞

令和６年度の県内の産業廃棄物の再生利用率は50％で、令和５年度とほぼ同じでした。（表２）

一般廃棄物の令和６年度のリサイクル率は、約11.9％と、近年はほぼ横ばいで推移しています。（図５）

県では、廃棄物等の資源化や減量化を進め、

各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルの推進等を通して最終処分量の削減を図るとともに、リサイクル製品・環境物品等の購入を推進するよう努めています。

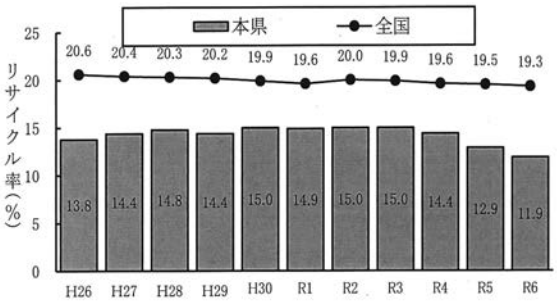


図５　石川県と全国のリサイクル率

２　エコ・リサイクル製品の認定

＜資源循環推進課＞

県では、県内の廃棄物の減量化と再利用を推進するため、県内で発生した循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）を県内で再生利用したリサイクル製品の利用推進とリサイクル産業の育成を目的とする「石川県リサイクル製品認定制度」を平成10年９月に創設しました。

この制度は、学識経験者等による認定審査委員会にて品質、再生資源の配合率、安全性等を審査し、一定の認定基準に適合するものを知事が認定するものです。

この制度は、平成21年12月に環境負荷の低減等に関する項目を認定要件に加え、環境に優しい等の付加価値を追加しました。これに伴い、制度の名称も「石川県エコ・リサイクル製品認定制度」と変更しました。

令和７年度は新規に４企業４製品を認定（表３）し、令和８年４月１日現在、47企業79製品を認定しています。（表４）

表３　令和７年度石川県エコ・リサイクル新規認定製品

製品名	再生資源	企業名
着物キーホルダー	廃棄予定の着物	着物サロンクロス（(株)再生科学研究所）
能ん美りペレット	おが粉	(株)中東
水害対策用「どのう」	浄水汚泥を用いた舗装材製造時の副産物	(株)エコシステム
瓦入りコンクリート二次製品	瓦チップ、フライアッシュ	佐々波コンクリート工業(株)

認定された製品については、認定取得企業による認定製品のプレゼンテーションの開催や、図６の石川県エコ・リサイクル認定製品マーク

表２　廃棄物排出量実態調査の比較（種類別　令和５年度と令和６年度）

（単位：千トン）

区分／種類	排出量		再生利用量		再生利用率		最終処分量		最終処分率	
	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度	R5年度	R6年度
合計	2,819	2,970	1,500	1,487	53%	50%	94	181	3%	6%
燃え殻	16	28	3	1	18%	4%	13	27	82%	96%
汚泥	1,280	1,257	151	90	12%	7%	17	21	1%	2%
廃油	26	49	11	16	40%	32%	0	1	1%	1%
廃酸	6	13	1	1	14%	8%	0	0	3%	2%
廃アルカリ	17	23	1	2	8%	8%	0	0	1%	1%
廃プラスチック類	48	81	28	54	58%	67%	6	6	12%	8%
紙くず	6	7	5	5	90%	65%	0	0	1%	4%
木くず	85	101	63	76	75%	75%	2	3	2%	3%
繊維くず	8	1	0	1	2%	60%	1	0	6%	13%
動物性残さ	8	10	3	3	38%	26%	1	0	16%	1%
動物性固形不要物	0	0	0	－	100%	－	－	0	－	8%
ゴムくず	0	0	0	0	98%	60%	0	0	1%	0%
金属くず	30	42	29	39	98%	93%	1	1	2%	3%
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	127	53	115	46	91%	87%	7	6	6%	12%
鉱さい	7	13	7	12	94%	97%	0	0	7%	2%
がれき類	820	899	801	887	98%	99%	18	8	2%	1%
動物のふん尿	133	129	111	100	83%	77%	－	－	－	－
ばいじん	151	243	135	144	89%	59%	16	99	11%	41%
その他の産業廃棄物	50	22	35	12	71%	53%	11	7	22%	31%

※再生利用率及び最終処分率は、排出量に対する割合である。
※端数処理の関係から排出量欄、再生利用量欄及び最終処分量欄それぞれの種類ごとの合計は合計欄と一致しない。
　再生利用量及び最終処分量については、中間処理による廃棄物の種類の変化は考慮していない。
※表中の「―」は、１トン以上の該当値がないもの、「０」の表示は500トン未満であることを示す。

の使用により、県関係機関や国、市町へ周知し、公共部門での積極的な利用を促しています。

　また、いしかわ環境フェアやビジネス創造フェアいしかわなどの展示会への出展、パンフレットやホームページでの周知など、認定製品のPRを行い、一層の利用拡大を働きかけています。

表４　石川県エコ・リサイクル認定製品一覧

令和８年４月１日現在：47企業79製品

＜家庭・事務所＞

分　類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
紙類	衛生用紙	エコトイレットペーパー（各種）	古紙	㈱北國製紙所	1
	その他	KG'CRAFT　mask case	古紙	㈱中島商店	215
		おきあがみ	古紙	キンコーズ・ジャパン㈱	234
文具類	ファイル・バインダー類	古紙再生ファイル	古紙	加賀製紙㈱	24
		畳縁名刺入れ・畳縁カードケース	畳縁端材	㈱浜中たたみ店	190
		Ｉ　ＬＯＶＥ　おもてなしファイル	和紙・水引・セロハンの端材	夢工房ナカシマ	226
	紙製品	らくがき帳 バナナノート・ももノート	紙くず	㈱ダイトクコーポレーション	188
その他	紙類	板紙（各種）	古紙	加賀製紙㈱	10
	家庭用繊維製品	学ランリメイクバック　がくらん	学ラン	制服バトンタッチストア　リクル	210
		セーラー服リメイクバック　せーらん	セーラー服	制服バトンタッチストア　リクル	211
		畳材ミニほうき	畳表端材	㈱浜中たたみ店	221
		海を汚さない食器洗いクロス	珈琲豆麻袋	カエルデザイン（同）	227
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	学習用木工セット ウッディキッズ	間伐材などの端材等	金沢森林組合	113
		能登ひばアクセサリー　ＳＯＡＴＥ	能登ひばの端材	ＫＯＱ	225
		能ん美りペレット	おが粉	㈱中東	236
	再生材料を使用したプラスチック製品	海洋プラスチックアクセサリー	海洋プラスチック	カエルデザイン（同）	220
	その他	isica（猪鹿×いしかわ）シリーズ　isicaのコインケース	獣皮	（同）狩女の会	197
		廃食用油を再生した軽油代替高純度バイオディーゼル燃料「ReESEL（リーゼル）」	廃食用油	㈱環境日本海サービス公社	199
		学生カバンリメイクアクセサリー　ちゃっくん	制服・学生カバン	制服バトンタッチストア　リクル	213
		加賀麩アクセサリー　OTEMARI	廃棄予定の麩	金澤ふ細工　英	213
		九谷焼アクセサリー　ｉｋｉ／粋	廃棄予定の九谷焼	ＫＯＱ	224
		着物キーホルダー	廃棄予定の着物	着物サロンクロス (㈱再生科学研究所)	235
		水害対策用「どのう」	浄水汚泥を用いた舗装材製造時の副産物	㈱エコシステム	237

＜建　築＞

分　類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
その他	再生材料を利用した建築用製品	テクスチャー入り装飾板ガラス	廃蛍光灯ガラス	㈱サワヤ	217

＜土　木＞

分　類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
公共工事・資材	再生加熱アスファルト混合物	リビルドアスコン	フライアッシュ（下水道汚泥焼却灰）等	㈱金沢舗道	16
		オイスターアスコン	再生骨材、かき殻	大同開発㈱	203
	再生骨材等	ＫＲＣ（フライアッシュのリサイクル路盤材）	フライアッシュ（石炭灰）	㈱トステック	181
	コンクリート二次製品	フライアッシュ再生コンクリート二次製品	フライアッシュ（石炭灰）	石川県コンクリート製品協同組合	141
		環境配慮型大型張ブロック　ソフィストーンＲ	フライアッシュ（石炭灰）	菱和コンクリート㈱ 中日本営業所	152
		環境配慮型大型張ブロック　リーベル	フライアッシュ（石炭灰）	菱和コンクリート㈱ 中日本営業所	153
		環境配慮型大型水平積ブロック　グリーンビュー	フライアッシュ（石炭灰）	菱和コンクリート㈱ 中日本営業所	154
		環境配慮型大型水平積ブロック　エコグラス	フライアッシュ（石炭灰）	菱和コンクリート㈱ 中日本営業所	155
		護床ブロック　床張２号	フライアッシュ（石炭灰）	菱和コンクリート㈱ 中日本営業所	156
		環境配慮型擬石連結ブロック ＫＣＦ－ロック・ストンシリーズ	フライアッシュ（石炭灰）	共和コンクリート工業㈱ 北陸支店石川営業所	157
		水平張ブロック　ＫＣＦ－大型平板	フライアッシュ（石炭灰）	共和コンクリート工業㈱ 北陸支店石川営業所	158
		階段ブロック　ＫＣＦ－ステップブロック	フライアッシュ（石炭灰）	共和コンクリート工業㈱ 北陸支店石川営業所	159
		環境配慮型大型水平積ブロック ＫＣＦ－緑遊シリーズ	フライアッシュ（石炭灰）	共和コンクリート工業㈱ 北陸支店石川営業所	160
		大型積ブロック　ＫＣＦ－サンエス・はやづみ	フライアッシュ（石炭灰）	共和コンクリート工業㈱ 北陸支店石川営業所	161
		フライアッシュコンクリート製品	フライアッシュ（石炭灰）	鳥崎コンクリート工業㈱	182
		瓦入りコンクリート二次製品	廃瓦チップ、フライアッシュ	佐々波コンクリート工業㈱	238

＜土　木＞

分　類		製品名	再生資源	企業名	認定番号
公共工事・目的物	透水性舗装	瓦廃材利用透水性舗装材 Ｋ－グランド（セメント固化・樹脂固化）	廃瓦	㈱エコシステム	9
		保水・透水性舗装材　かわら丸	廃瓦	㈱犀川組	62
		保水・透水性舗装材　かわら丸ＸＸ	廃瓦	㈱犀川組	63
		優土Ⅱ　ＫＳ－１	廃瓦	エコジャパン㈱	143
その他	舗装材	瓦廃材利用薄層舗装材　Ｋ－グランドコート	廃瓦	㈱エコシステム	99
		瓦廃材利用コンクリート舗装材 Ｋ－グランド（Ｃｏ）瓦コンクリート	廃瓦	㈱エコシステム	144
		瓦チップ・瓦砂	廃瓦	㈱エコシステム	173
		土系舗装材　永土	浄水汚泥	㈱連代コンストラクト	114
	土壌構造安定化材	粒状改良土　グリンス	浄水汚泥、建設汚泥	㈱田中建設	195
		石灰系固化材（ＴＮ－１）	二水石膏、浄水汚泥	㈱田中建設	231
		セメント系固化材（ＴＮ－２）	二水石膏、浄水汚泥	㈱田中建設	232
		石膏系固化材（ＴＮ－３）	二水石膏、浄水汚泥	㈱田中建設	233
	再生材料を使用したプラスチック製品	のり面吹付枠工用スペーサー	廃プラスチック	㈱モアグリーン	29
	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	木製工事標示板　木製工事くん	間伐材などの端材等	金沢森林組合	91
		修景連杭（円柱材）	間伐材などの端材等	金沢森林組合	106
		エコ木柵	間伐材などの端材等	㈲奥樹園	131
		エコ木製パネル	間伐材などの端材等	金沢森林組合	148
		海岸砂防用　竹ズ	放置竹林の孟宗竹	田藏商店	228
	生育基盤材	緑化生育基盤材　エコサイクルコンポ　石川	バーク	富士見工業㈱環境緑化事業本部金沢オフィス	80
		緑化生育基盤材　エコサイクルコンポ　ＩＮ－90	バーク、 家畜ふん尿（牛ふん）	富士見工業㈱環境緑化事業本部金沢オフィス	81
		法面緑化材　万葉ソイル	バーク	北陸ポートサービス㈱	108
		いしかわエコソイル	バーク	チューモク㈱	145
		ゆうきひミックス石川	バーク、 家畜ふん尿（牛ふん）	チューモク㈱	146
		万葉ソイルｉ	バーク	北陸ポートサービス㈱	149
		法面マルチング材	木くず（チップ）	㈱ランドスケープ開発	162
		のと１号	木質廃材、 家畜ふん尿（鶏ふん）	㈱サンライフ	170
		のと２号	木質廃材、 家畜ふん尿(鶏ふん、牛ふん)	㈱サンライフ	171
	肥料・土壌改良材	肥料　かんとりースーパー河北潟	家畜ふん尿（牛ふん)、 下水汚泥	㈱河北潟ゆうきの里	34
		良質有機堆肥　クリーンバーク・クリーンマルチ	木くず（チップ）	クリーンリサイクル㈱	46
		バーク堆肥　万葉バーク	バーク	北陸ポートサービス㈱	90
		土壌微生物増殖資材「元樹くん」	木くず（おがくず）	㈱立花造園	132
		バーク堆肥　モックミン	樹皮、鶏ふん	金沢庭材㈱	166
		堆肥「アイ・パワー」	食品残さ、もみ殻	㈱トスマク・アイ	202
		牛ふんもみがら堆肥	家畜ふん尿（牛ふん)、 もみ殻	㈱河北潟ゆうきの里	209
		ＢＯＮＥＡＲＴＨ（ボナース）	廃棄ボーンチャイナ	ニッコー㈱	218
	造園緑化材	防草土　スペッド	浄水汚泥、建設汚泥、廃瓦	㈱田中建設	194
		防草シール材　ミックスサンド	瓦砂、再生骨材	中島建設㈱	207
	橋梁・河川・港湾用材	魚礁・増殖礁　カルベース基質	かき殻	海洋土木㈱北陸営業所	205
		シェルナース基質	かき殻	石川県漁業協同組合	206

欠番：159製品（2，3，4，5，6，7，8，11，12，13，14，15，17，18，19，20，21，22，23，25，26，27，28，30，31，32，33，35，36，37，38，39，40，41，42，43，44，45，47，48，49，50，51，52，53，54，55，56，57，58，59，60，61，64，65，66，67，68，69，70，71，72，73，74，75，76，77，78，79，82，83，84，85，86，87，88，89，92，93，94，95，96，97，98，100，101，102，103，104，105，107，109，110，111，112，115，116，117，118，119，120，121，122，123，124，125，126，127，128，129，130，133，134，135，136，137，138，139，140，142，147，150，151，163，164，165，167，168，169，172，174，175，176，177，178，179，180，183，184，185，186，187，189，191，192，193，196，198，200，201，204，208，212，214，216，219，223，229，230）



図６　石川県エコ・リサイクル認定製品マーク

３　各廃棄物の再使用、再生利用・熱回収の推進

(1) 下水汚泥

＜都市計画課＞

①　終末処理場内の中間処理による減量化の促進

下水道管理者は、「下水道法」第21条の２の規定により、発生汚泥等の処理にあたっては、脱水、焼却等によりその減量に努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう努めなければならないとされていま

す。各処理場では各処理区の状況により汚泥濃縮設備、消化設備、脱水設備、乾燥設備、焼却設備等を組み合わせて減量化を図っており、減量化の過程で発生するメタンガスは汚泥の加温・乾燥や管理棟の暖房等に有効利用しています。

さらに、県犀川左岸浄化センターでは平成22年12月から、また、県翠ヶ丘浄化センターでは平成26年３月から、メタンガスを発電燃料として有効利用しています。

②　下水汚泥処理の委託先における有効利用の促進

下水汚泥については、堆肥化、セメント原料、アスファルト材料などへの有効利用を促進しています。令和６年度末では、有効利用率は85.3%となっています。金沢地区においては、汚泥焼却灰のアスファルトフィラー材等の建設資材としての利用拡大を図るなど、有効利用率の向上を図っています。

③　メタン活用いしかわモデル普及事業

本県の下水処理場のうち一部下水処理場では、下水汚泥の処理過程で発生するメタンの熱エネルギー利用や電力利用が既に行われていますが、大半を占める小規模な下水処理場での効果的なメタン利活用技術が確立されていないため有効活用が進まず、小規模・低コストの発酵施設の技術開発が求められています。

このため、平成22年度から産学官連携で共同研究を実施し、平成25年度に小規模下水処理場向けメタン発酵技術の実用化に目処がついたことから、平成26年度より中能登町で実機の建設を進め、平成29年10月より本格稼働しており、本県としては、循環型社会の構築等に貢献できる新しい技術として「いしかわモデル」のメタン発酵技術の普及促進に努めています。

(2) 食品廃棄物

＜ブランド戦略課＞

食品リサイクルの普及啓発

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」が平成19年６月に次のような内容に改正され、平成19年12月１日から施行されました。

県では、県内の食品関連事業者による食品リサイクルの取組をホームページで紹介しています。

(3) 家畜排せつ物

＜畜産振興・防疫対策課＞

①　家畜排せつ物法の対応状況

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」の平成16年11月施行以降、本県においては、畜産農家との連携により、家畜排せつ物の管理は、適正に行われています。

また、毎年度、畜産経営環境保全実態調査を実施することにより、家畜排せつ物の管理と利用の実態を把握し、適正な管理を維持するために現地指導を行っています。

②　家畜排せつ物利用促進のための施設整備に係る支援

有機質資源の循環利用を促進するため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業などを活用し、耕畜連携に向けた活動を支援しています。

(4) 建設副産物

＜監理課・技術管理室・資源循環推進課＞

建設副産物は、平成14年５月30日施行の「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」において、発注者による工事の事前届出や元請け業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示等とともに、適正な分別解体及び再資源化を義務付けられ、リサイクルを促進することとなりました。

国土交通省は建設副産物の動向を把握するため、平成７年度以降、概ね５年に１度のペースで実態調査を実施しており、平成30年度の最新の調査結果では本県のリサイクル率は図７のようになっています。

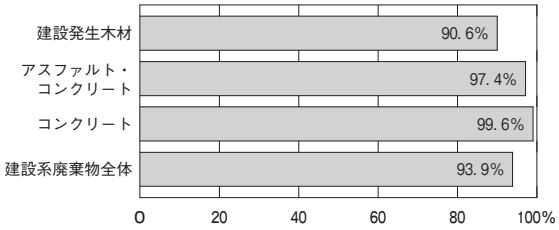


図７　建設系廃棄物の品目別リサイクル率(平成30年度)

本県では建設副産物のリサイクル率の目標(目標年度：令和６年度)を、コンクリート99%、アスファルト99%、建設発生木材97%以上としており、すでに、コンクリートで達成し、建設副産物のリサイクル率は全体で９割を超えています。

また、本県における産業廃棄物の排出量は令和６年度で年間297万トンとなっており、このうち建設工事からの排出量は114万トンと産業廃棄物全体の約４割を占めています。

今後、高度経済成長期に建設された建築物の建て替え等により建設副産物の発生量が増えることが予想されるため、建設副産物の更なる発生抑制とリサイクルが必要となっています。

なお、リサイクル月間である令和７年６月、10月には、労働基準監督署と連携し、解体現場や再資源化施設への合同パトロールを行いました。

(5) 建設資材廃棄物の排出抑制に向けた建築物の長寿命化の普及啓発　＜建築住宅課＞

木造住宅は、県内の住宅約46万戸の３／４を占めており、毎年新築される住宅約６千戸のうち８割程度と県民のニーズが高く、建替え時等には多くの木材が建設廃材として処分されます。

一方では、二酸化炭素の吸収や国土の適正な維持など、森林の持つ環境保全効果に対する期待はますます大きくなっています。

このようなことから、長持ちする良質な木造住宅のストックを増やすことは、これまで以上に大きな政策課題となっており、木造住宅の長寿命化に関するパンフレットを配布するなど普及啓発に努めています。

また、一般建築物の建設や解体等に係る廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進も重要な課題となっています。

県では、公共施設での長寿命化仕様の検討や公営住宅等でのスケルトン・インフィルの概念の導入を図るとともに、民間施設への普及啓発を行っています。

(6) 容器包装廃棄物　＜資源循環推進課＞

① 容器包装リサイクル法について

容器包装廃棄物は、家庭から排出されるごみの重量で約２～３割、容積で約６割を占めており、減量化と資源の有効利用が課題となっています。

このため使用済製品の再商品化を図り、循環型社会の構築を進める「容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法)」が平成12年４月から完全施行され、県内各市町においても、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック容器包装等の資源としての分別収集が積極的に実施されています。

② 容器包装廃棄物の分別収集の状況

「容器包装リサイクル法」に基づき、県内全市町は分別収集計画を策定しており、また市町で分別収集を行う品目は、徐々に増えてきています。ここ数年の回収率は、約26～38%で推移しています。(表５)

表５　分別収集対象品目の排出見込み量、収集実績量及び回収率

（単位：t）

区　分	平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）	排出見込み量 収集実績量	回収率（推計）
ガラスびん類	10,128 5,612	55.4	10,038 5,473	54.5	8,565 5,488	64.1	8,490 5,340	62.9	8,417 5,189	61.6	8,352 5,028	60.2	8,282 4,778	57.7
ペットボトル	4,896 1,958	40.0	4,857 1,954	40.2	3,645 2,004	55.0	3,613 2,062	57.1	3,583 2,072	57.8	3,550 2,107	59.4	3,523 2,119	60.2
その他紙	13,585 536	3.9	13,518 509	3.8	7,958 481	6.0	7,963 454	5.7	7,910 413	5.2	7,862 401	5.1	7,808 278	3.6
その他プラ	25,196 6,141	24.4	25,032 6,081	24.3	17,353 6,379	36.8	17,212 6,286	36.5	17,080 6,088	35.6	16,957 5,898	34.8	16,826 5,803	34.5
白色トレイ	183 0	0.0	182 0	0.0	99 0	0.0	98 0	0.0	98 0	0.0	97 0	0.0	96 0	0.0
スチール缶	1,796 952	53.0	1,780 828	46.5	1,378 918	66.6	1,365 842	61.7	1,352 766	56.7	1,345 735	54.6	1,331 469	35.2
アルミ缶	2,104 1,121	53.3	2,083 1,129	54.2	1,941 1,185	61.0	1,920 1,136	59.2	1,899 1,089	57.4	1,881 1,030	54.8	1,863 1,030	55.3
紙パック	3,812 79	2.1	3,796 76	2.0	1,637 80	4.9	1,566 80	5.1	1,555 75	4.8	1,546 67	4.3	1,535 61	4.0
ダンボール	9,738 2,184	22.4	9,655 2,127	22.0	7,117 2,243	31.5	7,042 2,170	30.8	6,969 2,085	29.9	6,909 1,958	28.3	6,842 1,861	27.2
計	71,256 18,583	26.1	70,758 18,177	25.7	49,594 18,778	37.9	49,172 18,370	37.4	48,765 17,778	36.5	48,402 17,224	35.6	48,012 16,399	34.2

※　令和４年８月に第10期分別収集促進計画を策定したことに伴い、令和５年度以降の排出見込み量が見直されている。
※　端数整理の結果、計が合わないことがある。

なお、令和７年12月には、令和８年４月を始期とする「第11期石川県分別収集促進計画」を策定し、分別収集対象品目や排出見込み量等を県民や事業者に示し、取組を推進しています。

(7) 廃自動車、廃二輪車、廃家電、廃パソコン等　＜資源循環推進課＞

①　廃自動車のリサイクルについて

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」では、自動車メーカーや輸入業者に対して使用済自動車のフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストの３品目のリサイクル（フロン類は破壊）を義務付けています。また、リサイクルに必要な経費は、「リサイクル料金」として、自動車の所有者が負担することになっています。

平成17年１月１日以降、最終所有者から新たに引き渡された自動車が「自動車リサイクル法」の対象となり、使用済自動車の引取業やフロン類の回収業を行うには、県知事（又は金沢市長。以下「県知事等」という。）の登録が必要となり、また、部品取りを行う解体業や破砕業を行うには、県知事等の許可が必要となりました。県知事登録及び許可の状況（令和８年３月31日現在）は以下のとおりとなっています。

・引取業者：335事業者（426事業所）
・フロン類回収業者：54事業者（63事業所）
・解体業者：21事業者
・破砕業者（前処理のみ）：９事業者

県では、このリサイクル制度を適正に運用するため、使用済自動車が不適正に処理されることのないよう、監視・指導に努めています。

②　廃二輪車のリサイクルについて

廃二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用を図るため、平成16年10月１日から、事業者の自主的活動により二輪車リサイクルシステムが始まり、現在は国内メーカー４社、輸入業者３社が参加して、廃二輪車のリサイクルが行われています。

令和６年度には、全国で、1,017台が、引取、リサイクルされました。

③　家電リサイクル法について

家庭から排出される家電製品は、基本的には市町等で粗大ごみとして処理を行ってきましたが、大型で重く、また非常に固い部品やフロン類が含まれているため、粗大ごみ処理施設での

処理が困難であったり、有用な資源が多くあるにもかかわらず、リサイクルされずに大部分が埋め立てられていました。

このため、廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化を図り、循環型社会の実現に向け、平成13年４月１日に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の４種類を対象として施行（平成16年４月１日からは電気冷凍庫、平成21年４月１日からは液晶式テレビ（プラズマ式テレビ）及び衣類乾燥機が追加）され、家電のリサイクルが進んでいます。

令和６年度の県内の再資源化量は、表６のとおり約5,418トンとなっています。

表６　県内の指定取引場所における引取台数（令和６年度）

区分	台数(台)	原単位(kg)	県内排出量(t)	再資源化率(%)	再資源化量(t)
エアコン	38,726	40	1,549.0	93	1,440.6
テレビ	47,614	16	761.8	83	632.3
冷蔵庫･冷凍庫	38,415	61	2,343.3	80	1,874.7
洗濯機･乾燥機	38,572	41	1,581.5	93	1,470.8
計	163,327		6,235.6		5,418.3

④　廃パソコンのリサイクルについて

家庭からの廃パソコンについては、平成15年10月１日から、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」に基づき、メーカーによる自主回収・リサイクルが行われており、令和７年度には、全国で使用済パソコン約24万台が回収・リサイクルされました。

⑤　小型家電リサイクル法について

デジタルカメラや携帯電話などの家電製品（家電リサイクル法対象品目を除く）については、平成25年４月１日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、リサイクルが行われています。

使用済み小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれる一方で、鉛などの有害な物質を含むものもあるため、適正な処理が必要です。

しかし、鉄などの一部の金属を除いて、その大半が回収されず埋め立てられる場合や違法な不用品回収業者を通じて国内外で不適正な処分が行われているものもありました。

このため、小型家電リサイクル法では、市町で回収した小型家電を国の認定を受けたリサイクル事業者（認定事業者）が金属の種類やプラスチックごとに破砕・選別し、金属製錬事業者が金属資源として再生し、また、この過程で有害物質もしっかり処理されます。消費者から回収された小型家電は、リサイクルされ、再び製品として還ってきます。

認定事業者は、全国で60社（令和８年５月12日現在）であり、そのうち本県を収集エリアに含むのは11社となっています。

県では、市町に対し、取り組みやすい分別方法の助言など、小型家電リサイクルの促進に努めています。

第３節　適正な処分

１　廃棄物の最終処分量と最終処分場の現状

＜資源循環推進課＞

(1) 最終処分量

県内の産業廃棄物の令和６年度の最終処分量は181千トンで、令和５年度の94千トンに比べて増加しました。181千トンのうち130千トンが自社で最終処分場を有する電気業（火力発電所）から排出されたものであり、これを除けば51千トンとなっています。（図８）

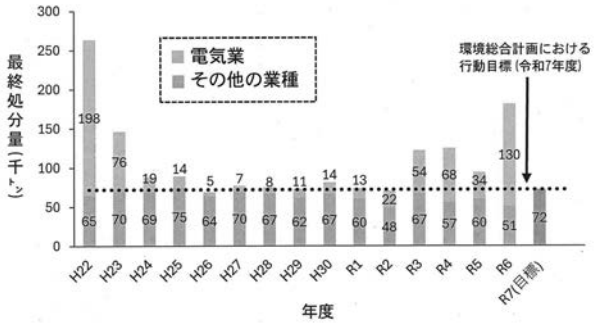


図８　産業廃棄物の最終処分量の推移

一般廃棄物の最終処分量については、近年、減少傾向を示しており、令和５年度は約45千トンとなっています。（図９）

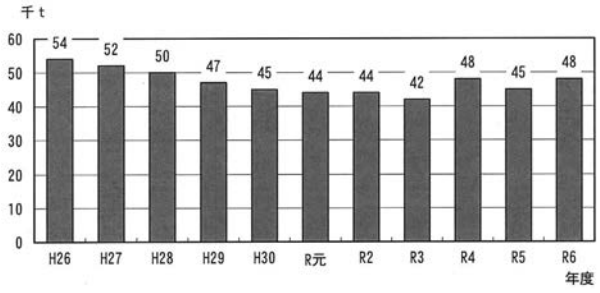


図９　一般廃棄物の最終処分量の推移

(2) 残余年数

令和６年度末における県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約９年、安定型処分場で約13年となっています。(図10)

また、市町等の一般廃棄物最終処分場の残余年数は県全体で約39年（令和６年度末現在）となっています。市町等では、計画的に整備を行い、引き続き、最終処分場の残余年数を確保していく必要があります。

県では、必要な処分施設が整備されるよう融資制度を設ける等のほか、廃棄物の最終処分量を削減するため、リサイクルを促進し、資源の有効利用による減量化を推進しています。

２　適正な処分の推進

＜資源循環推進課＞

(1) 廃棄物処理法、ふるさと環境条例に基づく施設の適正運用の監視・指導

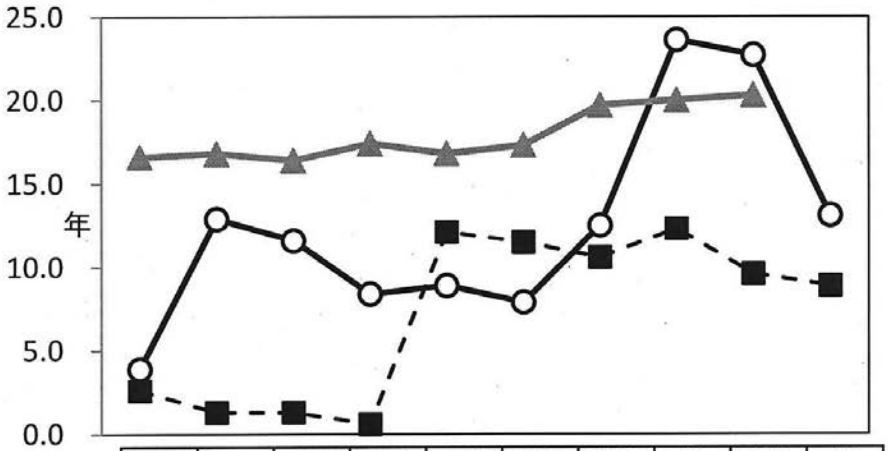
県は、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物を「廃棄物処理法」に規定する産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準に従って適正に処理しているか検査・指導しています。

産業廃棄物処理基準や保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合で､県の改善指導に従わないときには、排出事業者等に改善命令を発出しています。

産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときには、処理業者等に措置命令を発出することとしています。

また、産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場に対しても、当該産業廃棄物処理施設の維持管理基準等に適合しているかを検査するとともに、施設からの排出水や燃え殻等を計画的に採取し、その分析結果に基づいて維持管理基準等の遵守を指導しています。

このほか、「廃棄物処理法」及び「ふるさと環境条例」に基づいて届出された建設系廃棄物保管場所の状況を把握し、建設系廃棄物の過剰保管等の未然防止に努めています。



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
石川県（管理型）	2.6	1.3	1.3	0.6	12.1	11.5	10.6	12.3	9.6	8.9
石川県（安定型）	3.9	12.9	11.6	8.4	8.9	7.9	12.5	23.6	22.7	13.1
全国	16.6	16.8	16.4	17.4	16.8	17.3	19.7	20	20.3	－

図10　石川県の産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(2) ふるさと環境条例、石川県廃棄物適正処理指導要綱による適正な施設整備の指導等

県では、産業廃棄物処理業者等（以下、「処理業者等」という）が「廃棄物処理法」に基づく許可が必要な施設（焼却炉や最終処分場等）を新たに設ける場合や構造や規模の変更を行う場合には、あらかじめ、「ふるさと環境条例」に基づく環境アセスメントの手続きや県が定める「指導要綱」に基づく事前審査を受けるよう指導しています。

処理業者等は、事業の内容を記載した事業計画書のほか、その事業が生活環境にどのような影響を及ぼすかを調査、予測及び評価した生活環境影響調査報告書を知事に提出するとともに、事業が行われる地域の周辺における説明会の開催、住民意見の聴取、市町等との生活環境の保全に関する協定の締結などを通じて、地元の理解を得ることに努めるよう指導しています。

(3) 環境保全・産業廃棄物処理施設整備に対する融資

「廃棄物処理法」の改正による産業廃棄物処理施設の維持管理基準等の強化に伴い、最終処分場と焼却施設の施設整備費が高額になっています。県では、施設整備の意欲があっても資金調達が困難な事業者に対し、平成13年度から最終処分場（上限５億円）と焼却施設（上限１億円）を対象とした融資制度を運用しています。

３　PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の早期処理の推進　＜資源循環推進課＞

国は、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）」を施行しました。この PCB 特措法では、PCB廃棄物を保管している事業者（保管事業者）及び PCB 使用製品を所有している事業者（所有事業者）は、処分期間までに適正に処分することなどが義務付けられています。（令和７年度、417事業場）

県では、県内における PCB 廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、平成18年３月に処分量の見込、搬入の方針、適正処理のための保管事業者、所有事業者及び処理業者等の役割を定めた「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しました。（令和２年３月一部変更）

高濃度 PCB 廃棄物については、処分期間は終了しています。

低濃度 PCB 廃棄物については、国が認定した「低濃度 PCB 廃棄物無害化処理認定施設」等で処理が行われています。

※PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは主に油状の物質で、難燃性、電気絶縁性が高いなどの性質により、トランス（変圧器）、コンデンサー（蓄電器）、蛍光灯の安定器などの電気機器の絶縁油、ノンカーボン紙などの様々な用途で利用されてきましたが、その有害性により昭和47年以降製造が行われていません。

PCBによる中毒症状としては、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着から始まり、ついで、挫瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。

PCB 特措法の概要

(1) 目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。

(2) 処分期間

①高濃度 PCB 廃棄物（処分期間終了）

②低濃度 PCB 廃棄物

：令和９年３月31日まで

(3) 事業者による主な届出

①保管事業者

ア．保管及び処分の状況等を毎年６月30日までに都道府県知事等に届出

イ．処分を終了した場合は、20日以内に都道府県知事等に届出

（4）主な罰則
①届出、報告義務違反
②処分期間までの処分に係る改善命令違反
③譲渡・譲受制限違反

４　災害廃棄物対策

＜資源循環推進課＞

県では、地震や水害の発生により生ずる災害廃棄物等の処理に関する県としての基本方針を定めた「石川県災害廃棄物処理指針」を平成18年３月に策定しました。この指針は、能登半島地震（H19. 3）においても広く活用されました。

また、環境省では、平成10年に阪神淡路大震災での災害を基にした「震災廃棄物対策指針」について、東日本大震災による経験や知見を踏まえ、津波により生ずる災害廃棄物などを新たに対象とし、「災害廃棄物対策指針」として平成26年３月に改定しています。

県では、この国の指針改定を踏まえ、津波対策にも万全を期するため、平成28年３月に「石川県災害廃棄物処理指針」を改訂しました。

平成30年度からは、県内における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図るため、市町や一部事務組合を対象にした「災害廃棄物セミナー」を開催しています。

令和２年度には、全19市町で災害廃棄物処理計画の策定が完了しました。令和４年８月の加賀地方を中心とした大雨により発生した災害廃棄物の処理にあたり、被災市町ではこの計画が活用されるとともに、実地訓練を兼ねて市町職員の参加による仮置場の運営支援を行っています。

令和６年能登半島地震や令和６年奥能登豪雨により発生した災害廃棄物の処理について、「石川県災害廃棄物処理実行計画」を令和６年２月に策定し、昨年12月末時点で、別管理建物を除き、解体が全て完了しています。

５　海岸漂着物（漂着木造船を含む）

＜資源循環推進課＞

日本海沿岸では、毎年、冬季になると北西の季節風により、対岸諸国のものと思われるポリタンクやプラスチック容器などのごみが大量に漂着しています。

また、近年は、朝鮮半島からのものと思われる木造船等が相次いで漂着しています。

これらの海岸漂着物については、原因者が判明している場合には、その原因者に適正な処分を求めることになりますが、原因者が不明の場合には、海岸漂着物は廃棄物ということになり、沿岸各市町がやむを得ず一般ごみと併せて処分してきました。

平成21年７月には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が成立し、海岸漂着物の円滑な処理や発生の抑制を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務など海岸漂着物対策を推進するために必要な理念（総合的な海岸の環境保全及び再生、責任の明確化と円滑な処理の推進、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制、海洋環境の保全、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、国際協力の推進）が定められました。

海岸漂着物処理推進法では、国は、海岸漂着物対策を推進するための財政措置を講ずることとされており、平成22年度以降、市町と連携のうえ地域グリーンニューディール基金（平成22～24年度）や、国の補助金（平成25年度～現在）を活用した海岸漂着物の処理等に取り組んでいます。

平成29年度からは海上保安庁が朝鮮半島からのものと思料されると確認した木造船等については、地方負担実質ゼロに国の補助制度が拡充されており、同制度を活用し、円滑な処理に取り組んでいます。

令和２年度からは、漁業者等と連携した漂流・海底ごみの回収・処理、令和３年度からは、ボランティア清掃への補助にも取り組んでいます。

第４節　不適正処理の防止

県内の産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理件数は、令和７年度は131件となっており、このうち新規判明件数は55件でした。なお、不法投棄の新規判明件数は、25件でした。（図11）

１　処理体制の確保

＜資源循環推進課＞

産業廃棄物の適正処理に係る講習会等の実施

産業廃棄物を適正に処理するためには、処理業者だけではなく排出事業者においても法制度や廃棄物処理に関する正確な知識が不可欠です。

このため県では、毎年、排出事業者、処理業者を対象とした産業廃棄物適正処理推進講習会を開催し、普及に努めています。

令和７年度は、以下の講習会を開催しました。

・「情報開示に関するセミナー」
・「産業廃棄物適正処理推進講習会」
・「電子マニフェスト操作体験セミナー」
・「エコアクション21取得支援セミナー」
・「循環産業育成セミナー」

２　不適正処理の防止

＜資源循環推進課＞

(1) 産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化

県では、産業廃棄物の適正処理及び県民の生活環境の保全に資するため、県内４保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班（職員１、非常勤１（警察 OB））を配置しています。

産業廃棄物監視機動班は、産業廃棄物の不適正処理事案の早期発見・早期対応を主な業務としており、不適正処理の防止や原状回復に係る指導を行っています。

また、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査を実施し、産業廃棄物中間処理施設や産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する指導を行っています。

その際には、施設からの排出水や燃え殻等を採取し、分析結果に基づいて基準の遵守を指導しています。

このほか、産業廃棄物処理に係る苦情対応及び現地調査・指導を実施しています。

表７　産業廃棄物監視機動班監視指導件数
（令和７年度、金沢市を除く）

区分	立入事業場数	立入検査のべ件数
排出事業者	342	906
処理業者	127	213
計	469	1,119

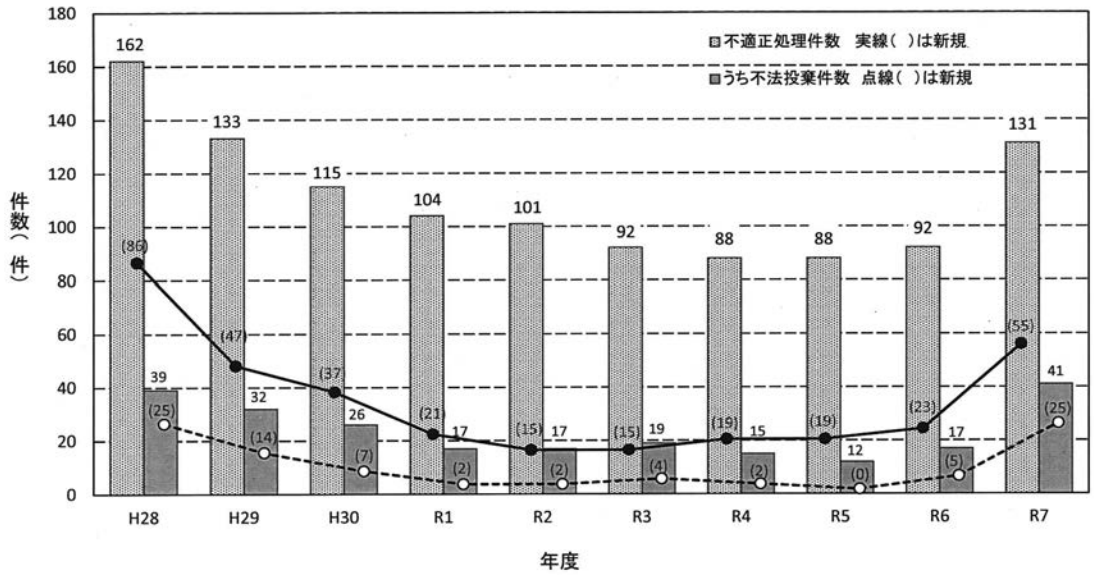


図11　県内の産業廃棄物の不適正処理件数

(2) 市町職員に対する産業廃棄物に係る立入検査権限の付与

産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るために、平成15年度から、市町から推薦のあった市町職員に対し、産業廃棄物に係る立入検査権限を付与しています。

令和８年度は、11市町合計28名に対し新たに併任発令を行い、県職員への併任職員の合計は、18市町84名となりました。

併任職員には資質向上を図るため、産業廃棄物適正処理に係る資料を配布しました。



併任職員辞令交付式

(3) 不適正処理に係る環境修復のための仕組み

産業廃棄物に関しては、「廃棄物処理法」の改正や条例の制定により規制が強化されてきましたが、規制強化前に不適正処理された建設系廃棄物が放置されたままになっている事案があります。

こうした事案は、今すぐに生活環境保全上の影響が生じるものではなく、法に基づく行政代執行による除去は難しく、一方で景観を損ねている場合があります。このため、平成18年度に（一社）石川県産業廃棄物協会（現：（一社）石川県産業資源循環協会）に「環境修復基金」を創設し、県から、基金の造成に対して補助を行いました。この基金を活用し、平成19年度はかほく市内において、平成20年度は能美市内において、令和３年度は加賀市内において不適正処理された産業廃棄物を除去しました。

３　ふるさと環境条例による規制の強化等

＜資源循環推進課＞

県では、「廃棄物処理法」に基づき、廃棄物の適正処理の徹底を図っていますが、平成16年に制定された「ふるさと環境条例」では、同法を補完し、適正処理を推進するために、排出事業者や土地所有者等の責務の履行を規定しています。

(1) 産業廃棄物の保管に関する規制の強化

①　建設系廃棄物の保管場所の届出

県では、建設系廃棄物を排出事業場以外で保管する場所が200m^2以上となる場合には、保管に関する計画等の事前の届出を義務づけています。また、平成23年４月１日の廃棄物処理法の改正により、建設系廃棄物の事業場外保管場所が300m^2以上になる場合は、同様に事前の届出が義務付けられています。

②　搬入の停止命令

県では、産業廃棄物若しくはその疑いのある物（「産業廃棄物等」という。）の保管又は処分が行われている土地への産業廃棄物等の搬入が継続されることにより、適正な処理の確保が困難になると認めるときは当該保管又は処分をした者に対し、当該土地への産業廃棄物等の搬入の停止命令を行います。

この命令に違反した場合は、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられます。

(2) 元請業者や土地所有者の責任強化

①　建設資材廃棄物の適正処理

県では、建設工事の発注者に対し、廃棄物の適正な処理費用の負担、元請事業者に対し、廃棄物の適正な処理の確保のため、下請事業者に対する指導監督に努めるよう義務付けています。

②　事業者による処理委託時の確認

県では、排出事業者に対し、処理委託先の処理業者の処理能力を実地に確認すること及び契約期間中の処理状況を定期的に確認するよう義務付けています。

また、排出事業者は委託先で不適正な処理がなされていることを知ったときは、速やかに搬出停止などの措置を講ずるとともに、不適正処理の状況について、速やかに知事に報告する必要があります。

③　土地の適正な管理

土地の所有者等は、その土地が廃棄物の不適正な処理に利用されないよう、日頃から使用状況を確認する等適正な管理に努める必要があります。

また、土地所有者等は、その土地で不適正な処理が行われたことを知ったときには、速やかな知事への報告を義務付けられており、柵を設置するなど再発防止の措置を講ずるよう努める必要もあります。

(3) 指定有害副産物（硫酸ピッチ）に関する規制の強化

県では、学術研究や検査若しくは試験を目的とする場合や、生成又は保管に関する行為が「廃棄物処理法」、「地方税法」、「消防法」などの関係法令に違反せず、適正処理するために要する費用が留保されている場合を除き、硫酸ピッチの生成、保管を禁止しています。

生成、保管の禁止に違反した場合には、県は生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行います。

これらの命令に違反した場合は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金が科せられます。

なお、金沢市では、県とほぼ同様の条項を「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に追加し、平成17年４月１日から施行しています。

※硫酸ピッチ

硫酸ピッチとは、不正軽油の製造過程で排出される油分と硫酸との混合物で、腐食性、毒性が強く、放置すると人体に有害な亜硫酸ガスが発生し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えます。

県では、相次いで硫酸ピッチの不法投棄が発生したことから、硫酸ピッチを指定有害副産物（県民の平穏な生活の確保に重大な支障を生じ、又はそのおそれがある物）として指定し、規制の強化を図っています。

(4) 廃棄物再資源化施設の立地促進

県では、「石川県環境総合計画」に示している循環型社会の形成を推進するため、市町及び事業者団体による産業廃棄物のリサイクル関連施設立地を目的とした施設整備計画の策定に対する支援を行い、再資源化施設の立地促進を図っています。